

みなさんのご意見を お寄せください



◆公式ホームページにも
資料を掲載しています。

久松山植栽管理計画（案）

市民のシンボルである久松山の自然環境を保全するため、20年あまり前にまとめられた基本計画について、時の流れとともに変遷した植生などに対応し、今後の「植栽の管理と活用の方策」を定めるものです。

ゾーニングと具体的な管理

久松山の植生・植栽管理のためにゾーニングを行い、ゾーンごとに以下のような管理計画を定めます。

【保護管理区域】現状の植生を保全します。枯木などの伐採、病害虫の防除などを行いながら自然環境の保全を図ります。

【育成管理区域】目標とする森林（長期伐林・複層林・

混交林）への育成を図ります。間伐・枝打ちの研修林として活用するとともに、スギ・ヒノキの人工林再造成と広葉樹林の育成を進めます。

【景観保全管理区域】歴史や自然の学習の場、散策や登山を楽しむ憩いの場としての管理を行います。山頂付近は、今後の史跡整備の妨げとならないよう配慮するとともに、良好な景観創出のために育成する竹林の管理を行います。二の丸、三の丸、天球丸付近は、自生植物と古くから日本庭園に植栽される植物を基本として植栽・管理します。各遊歩道は、景観の支障となる木竹・枝について必要最小限の除伐を行い、快適な散策が行えるようにするとともに、遊歩道の途中に眺望ができる場所の設置を検討します。

ご意見のあて先、 資料の配置場所はこちらです！

提出方法 様式は問いません。住所・氏名を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで
資料配置 2月1日（金）から市役所本庁舎総合案内所／市役所第2庁舎林務水産課／市役所駅南庁舎総合窓口／各総合支所産業建設課

提出期限 2月29日（金）必着

提出・問い合わせ先 市役所第2庁舎林務水産課

☎(0857)20-3235 ☎(0857)20-3047

電子メール rinmusuisan@city.tottori.tottori.jp



ゾーニング図

鳥取市下水道中期ビジョン（案）

本市では、下水道の管理の適正化と経営の安定化をめざし、今後10年間で取り組むべき課題や目標を示す「鳥取市下水道中期ビジョン」の策定を進めています。鳥取市下水道等事業運営審議会での意見を踏まえて検討を進め、このたびビジョン（案）がまとまりました。

計画期間

平成20～29年度の10年間を計画期間とし、平成20年度には、対応すべき具体的な施策をまとめた「下水道アクションプログラム（平成20～24年度）を策定します。

具体的な施策

【安全】浸水被害特性に応じた浸水対策、施設の耐震化、管路の緊急点検による道路陥没事故の未然防止対策を進めるとともに、簡易水処理施設の整備や管路の増強により合流式下水道の改善を図ります。

【暮らし】下水道整備の重点地域を設定し、優先的に整備を進めるとともに、地域における最も効率的な整備手法を検討し、未普及地域の早期解消を図ります。

【環境】湖山池流域の早期整備完了と下水道接続率の向上のための対策により、湖山池の水質改善を図ります。また、下水処理によって発生する汚泥の効率的な焼却による温室効果ガスの排出削減、汚泥に含まれるリンなどの回収による資源・エネルギー循環を推進します。

【施設再生】新規整備から維持補修・改築更新までの事

業計画を策定し、下水道台帳や改築・修繕履歴などの電子化を図ります。

【経営】整備計画の見直しや施設の統廃合による整備・管理コストの削減を図ります。また、将来の収支見通しを踏まえた経営計画を策定するとともに、企業会計方式の導入を推進します。



ご意見のあて先、 資料の配置場所はこちらです！

提出方法 様式は問いません。住所・氏名を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで

資料配置 1月25日（金）から市役所本庁舎総合案内所／市役所環境下水道部庁舎下水道計画課／市役所駅南庁舎総合窓口／各総合支所産業建設課

提出期限 2月7日（木）必着

提出・問い合わせ先 市役所環境下水道部庁舎下水道計画課 ☎(0857)20-3303 ☎(0857)20-3319

電子メール ges-plan@city.tottori.tottori.jp

消費生活にまつわる不安はぜひご相談を！

多重債務は解決できます



「グレーゾーン金利」を知っていますか？

貸金業の利息に関する法律は二つあり、利息制限法では上限金利は15～20%、出資法では上限金利は29.2%となっています。消費者金融でお金を借りる場合の金利は本来、利息制限法の15～20%が適用され、それ以上の金利は無効となりますが、罰則がないため、多くの消費者金融では出資法の上限の29.2%の金利で貸し付けを行っていました。この間の金利を「グレーゾーン金利」と言います。

「グレーゾーン金利」は無効！

平成18年の最高裁判所の判決で「グレーゾーン金利は無効」との判断がなされ、利息制限法の上限金利を超えて支払った金額は「元金の返済」とみなされることになりました。これにより、返済残額が減額になったり、過払い金が返還されたりする場合があります。

法的に借金を整理する「債務整理」

債務整理には以下の方法があります。まずはご相談を。

- 任意整理：**弁護士や司法書士に依頼して、貸し手と話し合い、借金の返済方法や金額を決め直します。
- 特定調停：**裁判所に申し立てをして、調停によって借金の返済方法や金額を決め直します。
- 個人再生：**裁判所に申し立てをして、借金の一部を3年間程度で返済することを条件に、残りの借金を免除してもらいます。
- 自己破産：**裁判所に申し立てをして、生活必需品を除いた全財産をお金に換えて貸し手に返済し、残りの借金は免除してもらいます。

「おかしいな」と思ったら相談を！

「詐欺ではないか」「不要な契約をしてしまったので解除したい」など、お困りの際はそれぞれの相談窓口へ連絡ください。

●悪質商法や多重債務に関すること、クーリング・オフの方法などの消費生活に関する相談

問い合わせ先

■くらし110番相談窓口（市役所本庁舎1階）

市役所開庁時間（平日の8:30～17:30）

☎(0857)20-4894

市役所閉庁時間（平日の17:30～22:00、土・日・祝日・年末年始の8:30～22:00）

☎(090)8715-9280

■鳥取県消費生活センター東部消費生活相談室（鳥取県庁第2庁舎2階）

県庁開庁時間（平日の8:30～17:00）

☎(0857)26-7605・26-7604

●詐欺やしつこい勧誘にあった場合

問い合わせ先

■鳥取警察署 ☎(0857)32-0110

■智頭警察署 ☎(0858)75-0110

■浜村警察署 ☎(0857)82-0110

不審電話、悪質商法にご注意！



市内で発生し、相談がたくさん寄せられている事例を紹介します。

対処方法や相談窓口を確認して万一のときに備えるとともに、地域のみなさんとも情報交換して、詐欺にあわないように気を付けましょう。

《事例1：行政職員を騙った振り込め詐欺》

市職員などを名乗った電話で、「医療費や税金の還付がある」と言われた。口座番号を聞かれたり、フリーダイヤルへの折り返しの電話や、預金引き出し機の操作を求められた。

被害にあわないためには

行政機関がそのようなお願いをすることはありません。その場で判断して行動せず、まずは家族などに相談しましょう。また、むやみに個人情報を変えないようにしましょう。

業者が言う電話番号は虚偽であることがほとんどです。該当の行政機関に問い合わせの際は、必ず市報や電話帳で正しい電話番号を確認ください。

《事例2：高齢者を狙った点検商法・悪質リフォーム》

日中に一人で家にいることが多い高齢者が、「修理しないと危険」「今なら値引きする」という業者の勧めにのって、高額なリフォームの契約をしてしまった。

被害にあわないためには

リフォームの営業自体は犯罪ではありませんし、良心的なリフォーム会社が営業活動をしている場合もあるため、問題があるかどうかの見分けは難しいのが現実です。

「安くするから」と契約をせかされてもすぐに判断せず、家族や周りの人に相談したり、他社から見積もりをとって比較するなどして、本当に必要なものかどうかを慎重に検討してから契約しましょう。

なお、訪問販売で契約した場合、すでに工事が始まっていたとしても、契約してから8日以内であれば「クーリング・オフ」で契約の解除ができ、原状回復を求めることができます。

《事例3：デート商法》

女性から電話があり、ファミリーレストランで会った。彼女の不幸な生い立ちを聞いて同情し、彼女がデザインしたというダイヤの指輪の購入を契約した。

被害にあわないためには

男性には女性の、女性には男性のアポインター（通信担当者）から電話がかかってくるのが多く、異性間の感情に巧妙に働きかけてきます。

不審な電話には応じないようにし、商品の勧誘と分かったら、勇気を持って断りましょう。